

2025年4月1日

前払式支払手段の払戻しに関するお知らせ

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社 UCS
代表取締役社長 後藤 秀樹

株式会社 UCS は、2025年3月31日で利用を終了いたしました「ユニコ」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 UCS

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

ユニコカード

3. 払戻しの申出期間

2025年4月1日から2025年6月5日まで

この期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除斥されます。

4. 払戻し申出の方法

ユニコセンターへお電話にてお申出いただき、ユニコ会員番号、お客様情報（氏名・生年月日・電話番号）を照合のうえ、ユニコマネー残高をお伝えします。

5. 払戻しの方法

(1) majica カードへの残高移行

(2) その他払戻し

①指定口座への銀行振込

②セブン銀行 ATM にて現金受取

6. 払戻しに関する問合せ先

株式会社 UCS ユニコセンター

TEL：0570-200-470 受付時間 9：00～18：00（平日のみ）

〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

以上